



HYOGO

HYOGO

許可番号 第 02803154271 号

HYO

### 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県伊丹市北園二丁目10番2号

HYOGO

氏 名 株式会社エイシンプラス  
代表取締役 真栄田 司早

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

HYOGO 兵庫県知事

齊 藤 元 彦

許可の年月日 令和7年5月13日

許可の有効年月日 令和12年5月12日



#### 1. 事業の範囲

事業の区分：収集運搬業（積替え・保管を含まない）  
取扱産業廃棄物の種類

1. 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）
2. 紙くず
3. 木くず
4. 繊維くず
5. ゴムくず
6. 金属くず
7. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）
8. がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

以上 8 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

#### 2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

#### 3. 許可の更新又は変更の状況

平成22年5月13日	新規許可
平成27年5月13日	更新許可
令和2年5月13日	更新許可
令和7年5月13日	更新許可

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

令和7年11月21日 書換え交付申請により書換え

許可番号 第02700154271号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県伊丹市北園二丁目10番2号

氏 名 株式会社エイシンプラス  
代表取締役 真栄田 司早

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和7年4月26日

許可の有効年月日 令和12年4月25日

### 1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- 1 廃プラスチック類
- 2 紙くず
- 3 木くず
- 4 繊維くず
- 5 ゴムくず
- 6 金属くず
- 7 ガラスくず
- 8 がれき類

石綿含有産業廃棄物を含む

水銀使用製品産業廃棄物を含む 水銀含有ばいじん等を除く

以上8種類

### 2. 許可の条件

なし

### 3. 許可の更新又は変更の状況

平成22年4月26日 当初許可

令和7年6月10日 更新許可

令和7年12月3日 書換交付

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県伊丹市北園二丁目10番2号

氏 名 株式会社エイシンプラス  
代表取締役 真栄田 司早

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 山下 真



許可の年月日 令和 3年12月 8日

許可の有効年月日 令和 8年12月 7日

## 1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、  
金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む)、工作物の新築・改築又は除去に伴  
って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物を含む)  
※水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上8種類

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行 う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

## 3. 許可の条件

該当なし

## 4. 許可の更新または変更の状況

令和 3年12月 8日 新規許可、  
令和 7年 4月21日 変更届(商号)、  
令和 7年11月25日 変更届(住所)

## 5. 積替え許可の有無 無

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 兵庫県伊丹市北園二丁目10番2号

氏名 株式会社エイシンプラス  
代表取締役 真栄田 司早

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇 隆俊



許可の年月日 令和 3 年 12 月 3 日

許可の有効年月日 令和 8 年 12 月 2 日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①廃プラスチック類
- ②紙くず
- ③木くず
- ④繊維くず
- ⑤ゴムくず
- ⑥金属くず
- ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ⑧がれき類

以上8種類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況  
令和3年12月3日：当初許可  
令和8年1月21日：住所の変更に伴う許可証の書換え

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無